1. 修了要件

○早期修了

学位論文の主題に関して十分な研究業績を有し、査読のある学術雑誌に筆頭著者として 3篇以上の学会誌投稿論文、乃至は原著論文を掲載し、または掲載決定となっていること。 上記の学会誌投稿論文については、別途設ける基準に準ずる。

予備審査委員長及び主査は、早期修了に足る業績があることを、予備審査委員会及び専攻 教授会における学位授与可否の議決の際に説明する。

○通常修了

下記の(1)から(3)をすべて満たしていること。

- (1) 修了時点で3年以上在学すること。
- (2) 所定の単位を取得し、かつ予備審査委員会による予備審査、学位審査委員会による学位審査に合格していること。
- (3) 専攻教授会における学位授与可否の議決の時点で、査読のある学術雑誌に主著者として1篇以上の学会誌投稿論文、乃至は原著論文を掲載し、または掲載決定となっていること。上記の学会誌投稿論文については、別途設ける基準に準ずる。

○論文博士

専攻教授会における学位授与可否の議決の時点で学位論文の中心となる内容に関して、 査読のある学術雑誌に主著者として3篇以上の学会誌投稿論文,乃至原著論文を掲載し、ま たは掲載決定となっていること。この場合の学会誌投稿論文とは、別途設ける基準に準ずる。

2. 学会誌投稿論文について

- (1)原則として、専攻教授会における学位授与可否の議決の時点までに、学会誌に1篇が発表もしくは受理されていること。
- (2) 学会誌投稿論文の条件は次のとおりとする。
- 1)学会誌投稿論文は、学会による審査を経て受理されたものであること。
- 2) 学会誌投稿論文は、博士論文の1章あるいは1節等を構成するか、博士論文と関連するものであること。
- 3) 学会誌投稿論文が共著の場合、筆頭著者であること。

3. 学会の定義

- (1) 日本学術会議の協力学術研究団体であること。
- (2)協力学術研究団体に準ずる団体については、主指導教員は当該団体について研究科長に報告し、プログラム会議での議を経て承認を受けること。なお、協力学術研究団体に準ずる団体とは、次の4条件を充足するものとする。
 - 1) 一定の会員数(100名以上)の確保
 - 2) 全国的定期大会の開催
 - 3) 学術雑誌の定期的発行
 - 4) レフェリー制度(査読)による論文掲載
- (3) 国外の学会である場合は(1)又は(2)に準ずるものであること。
- (4) 国外の学会である場合は、主指導教員は当該学会について研究科長に報告し、プログラム会議での議を経て承認を受けること。
- (5)(1)~(3)に該当しない研究機関・団体の定期的研究刊行物および専門分野の学術雑誌(以下「定期刊行物等」という。)に投稿する場合は、主指導教員は当該研究機関・団体および定期刊行物等の概要を示す資料等を研究科長に提出し、プログラム会議での議を経て承認を受けること。プログラム会議では、提出された資料に基づき、当該研究機関・団体および定期刊行物等の全国性、独立性、専門性、適正なレフェリー制の採用等を考慮し、学会誌に準ずるものであるかどうかを検討するものとする。

以上